

総社市民会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月20日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第50号

総社市民会館条例の一部を改正する条例

総社市民会館条例（平成17年総社市条例第110号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後								改正前							
別表第1（第6条関係） ホール使用料								別表第1（第6条関係） ホール使用料							
使用者の区分 及び使用日		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	使用者の区分 及び使用日		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
		9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 22時	9時～ 17時	13時～ 22時	9時～ 22時			9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 22時	9時～ 17時	13時～ 22時	9時～ 22時
市民 である 者	平日	円	円	円	円	円	円	市民 である 者	平日	円	円	円	円	円	円
	土、日 曜日、 祝日	<u>13,200</u>	<u>26,600</u>	<u>35,000</u>	<u>38,000</u>	<u>54,700</u>	<u>64,200</u>		土、日 曜日、 祝日	<u>12,600</u>	<u>25,400</u>	<u>33,400</u>	<u>36,200</u>	<u>52,200</u>	<u>61,300</u>
		<u>16,600</u>	<u>32,700</u>	<u>43,300</u>	<u>47,200</u>	<u>68,300</u>	<u>79,000</u>			<u>15,900</u>	<u>31,200</u>	<u>41,400</u>	<u>45,000</u>	<u>65,200</u>	<u>75,400</u>
その 他の 者	平日	<u>17,200</u>	<u>34,500</u>	<u>45,400</u>	<u>49,400</u>	<u>71,300</u>	<u>83,400</u>	その 他の 者	平日	<u>16,400</u>	<u>33,000</u>	<u>43,400</u>	<u>47,100</u>	<u>68,000</u>	<u>79,600</u>
	土、日 曜日、 祝日	<u>21,600</u>	<u>42,400</u>	<u>56,300</u>	<u>61,300</u>	<u>88,900</u>	<u>102,600</u>		土、日 曜日、 祝日	<u>20,600</u>	<u>40,500</u>	<u>53,800</u>	<u>58,500</u>	<u>84,800</u>	<u>98,000</u>
付記								付記							

改正後					改正前				
1～7 略					1～7 略				
8 使用時間を超過し、又は繰り上げて使用する時間が午前9時前又は午後10時後であるときは、1時間当たり <u>13,200円</u> を徴収する。					8 使用時間を超過し、又は繰り上げて使用する時間が午前9時前又は午後10時後であるときは、1時間当たり <u>12,600円</u> を徴収する。				
別表第2（第6条関係） 冷暖房料					別表第2（第6条関係） 冷暖房料				
区 分		料 金			区 分		料 金		
冷房料		1時間につき <u>6,600円</u>			冷房料		1時間につき <u>6,300円</u>		
暖房料		1時間につき <u>7,700円</u>			暖房料		1時間につき <u>7,350円</u>		
別表第3（第6条関係） 附属設備使用料					別表第3（第6条関係） 附属設備使用料				
区 分	設備器具名	単 位	1回の 使用料	備 考	区 分	設備器具名	単 位	1回の 使用料	備 考
舞台関係諸道具類	所作台	一式	<u>4,960円</u>		舞台関係諸道具類	所作台	一式	<u>4,730円</u>	
	平台	1枚	<u>200円</u>			平台	1枚	<u>190円</u>	
	毛せん	1枚	<u>390円</u>			毛せん	1枚	<u>370円</u>	
	金屏風	1双	<u>1,100円</u>			金屏風	1双	<u>1,050円</u>	
	太鼓	一式	<u>880円</u>			太鼓	一式	<u>840円</u>	
	演台	一式	<u>1,100円</u>			演台	一式	<u>1,050円</u>	
	司会台	一式	<u>440円</u>			司会台	一式	<u>420円</u>	
	指揮台	1台	<u>390円</u>			指揮台	1台	<u>370円</u>	
	譜面台	1台	<u>50円</u>			譜面台	1台	<u>40円</u>	
	椅子	1脚	<u>50円</u>			椅子	1脚	<u>40円</u>	
	長机	1脚	<u>140円</u>			長机	1脚	<u>130円</u>	
	ピアノ	1台	<u>3,860円</u>			ピアノ	1台	<u>3,680円</u>	
	ホワイトボード	1台	<u>220円</u>			ホワイトボード	1台	<u>210円</u>	
	上敷	1畳	<u>140円</u>			上敷	1畳	<u>130円</u>	
	バレエマット	一式	<u>4,960円</u>			バレエマット	一式	<u>4,730円</u>	
	音響反射板	一式	<u>4,960円</u>			音響反射板	一式	<u>4,730円</u>	
	スクリーン	一式	<u>1,980円</u>			スクリーン	一式	<u>1,890円</u>	
めくり台	1台	<u>120円</u>		めくり台	1台	<u>110円</u>			

改 正 後					改 正 前				
音響装 置等	ドライアイスマシン	1台	2,200円		ドライアイスマシン	1台	2,100円		
	スモークマシン	1台	2,200円		スモークマシン	1台	2,100円		
	拡声装置	一式	4,400円		拡声装置	一式	4,200円		
	移動卓	一式	4,400円		移動卓	一式	4,200円		
	音響効果器	1台	1,320円		音響効果器	1台	1,260円		
	メディア再生・収録機器	一台	1,320円	メディア を除く。	メディア再生・収録機器	一台	1,260円	メディア を除く。	
	ダイナミックマイクロホン	1本	780円		ダイナミックマイクロホン	1本	740円		
	コンデンサーマイクロホン	1本	1,320円		コンデンサーマイクロホン	1本	1,260円		
	三点吊マイク装置	一式	560円		三点吊マイク装置	一式	530円		
	エレベーターマイク装置	一式	660円		エレベーターマイク装置	一式	630円		
	ワイヤレスマイクロホン	1本	1,980円		ワイヤレスマイクロホン	1本	1,890円		
	サイドスピーカー	一式	4,960円		サイドスピーカー	一式	4,730円		
	移動用スピーカー (大)	1台	1,440円		移動用スピーカー (大)	1台	1,370円		
	〃 (小)	1台	440円		〃 (小)	1台	420円		
照明器 具類	調光装置	一式	3,860円		調光装置	一式	3,680円		
	フットライト	1回路	400円		フットライト	1回路	380円		
	花道フットライト	1回路	360円		花道フットライト	1回路	340円		
	ボーダーライト	1回路	490円		ボーダーライト	1回路	470円		
	アッパーホリゾンライト	1式	1,690円		アッパーホリゾンライト	1式	1,610円		
	ロアーホリゾンライト	1式	1,580円		ロアーホリゾンライト	1式	1,510円		
	サスペンションライト	1列	2,200円	電源10Kw 含む。	サスペンションライト	1列	2,100円	電源10Kw 含む。	
	スポットライト	1kW	340円		スポットライト	1kW	320円		
	クセノンピンスポットライト	1台	2,200円		クセノンピンスポットライト	1台	2,100円		
	電球ピンスポットライト	1台	1,100円		電球ピンスポットライト	1台	1,050円		
	コンセント	1kW	140円		コンセント	1kW	130円		
	映写機	一式	3,860円		映写機	一式	3,680円		
	プロジェクター	1台	2,200円		プロジェクター	1台	2,100円		
	移動用テレビモニター	1台	660円		移動用テレビモニター	1台	630円		
	照明効果器	1台	1,000円		照明効果器	1台	950円		
	譜面灯	1個	100円		譜面灯	1個	90円		

改正後					改正前				
	カラーフィルター	1枚	<u>30円</u>	8インチ 四方あたり		カラーフィルター	1枚	<u>20円</u>	8インチ 四方あたり
その他 設備器 具類	パネル	1枚	<u>140円</u>	展示用	その他 設備器 具類	パネル	1枚	<u>130円</u>	展示用
備考 略					備考 略				

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日以後の使用に係る使用料について適用する。